

第3期 渋川市耐震改修促進計画【概要版】

令和4年4月 渋川市

はじめに

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づき、渋川市における建築物の耐震化の促進を図るため策定するものです。

市では、渋川市耐震改修促進計画を平成20年度に第1期計画（期間8年）、平成28年度に第2期計画（期間6年）を策定し、住宅・建築物の耐震化に取り組んできました。その後、平成31年の耐震改修促進法の政令改正を踏まえ、群馬県では令和3年度に上位計画となる「群馬県耐震改修促進計画（2021－2025）」を新たに策定しました。

こうした社会情勢の変化を受け、渋川市でも計画の見直しを行い、引き続き市内の建築物の耐震化の促進を図るものです。

第1章

計画の概要

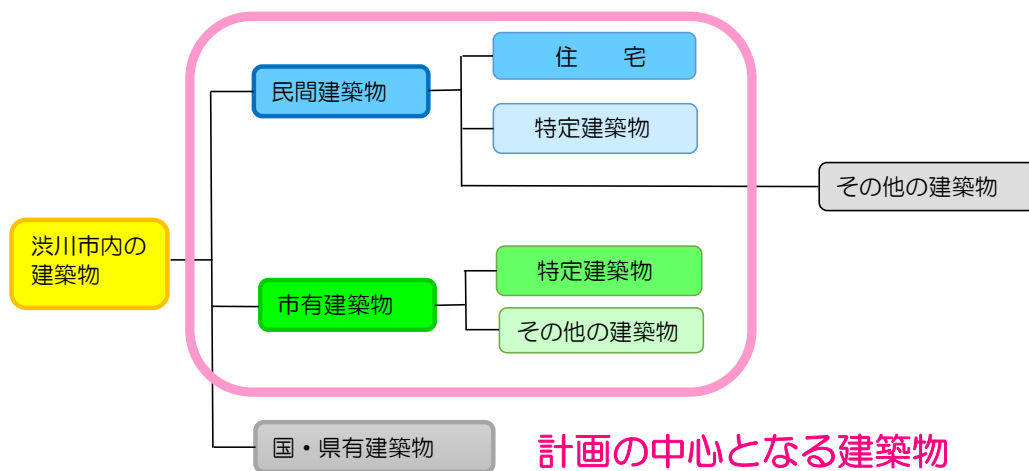
計画の目的と位置付け

耐震改修促進法及び国の基本方針に基づき、上位計画となる群馬県の計画や関連計画などとの整合を図り、市内の住宅・建築物の耐震化をより一層促進し、地震による建築物の被害・損傷を最小限にとどめ、市民の生命、身体及び財産の保護、都市機能の維持を図ることを目的とします。

計画期間



計画の中心となる対象建築物



※住宅について
ここでいう住宅には、一戸建て住宅と共同住宅（アパートなど）が含まれます。

※特定建築物とは
災害時の拠点となる建築物（学校、病院など）、不特定多数の者が利用する建築物（劇場、百貨店など）、特定多数の者が利用する建築物（事務所など）で、一定規模以上の建築物のことです。

計画の中心となる建築物

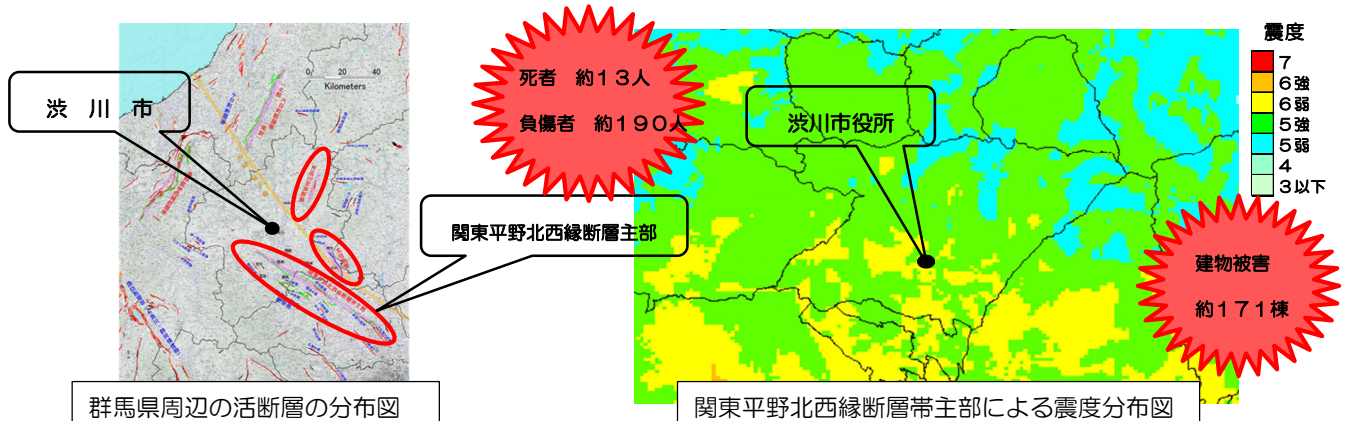
※耐震改修促進法ではすべての既存耐震不適格建築物（注1）について耐震化の努力義務が課せられています。
（注1）既存耐震不適格建築物とは、耐震関係規定（地震に対する安全性に係る建築基準法や条例などの規定）に適合しない建築物で、適用除外（建築基準法第3条第2項）の規定を受けている建築物をいいます。

第2章

想定する地震の規模と被害の状況

近年県内を震源とした大地震は発生していませんが、市内には過去に大規模な地震（818年弘仁（こうにん）地震）が発生した痕跡があり、今後もこのような地震が発生する可能性があると考えられます。

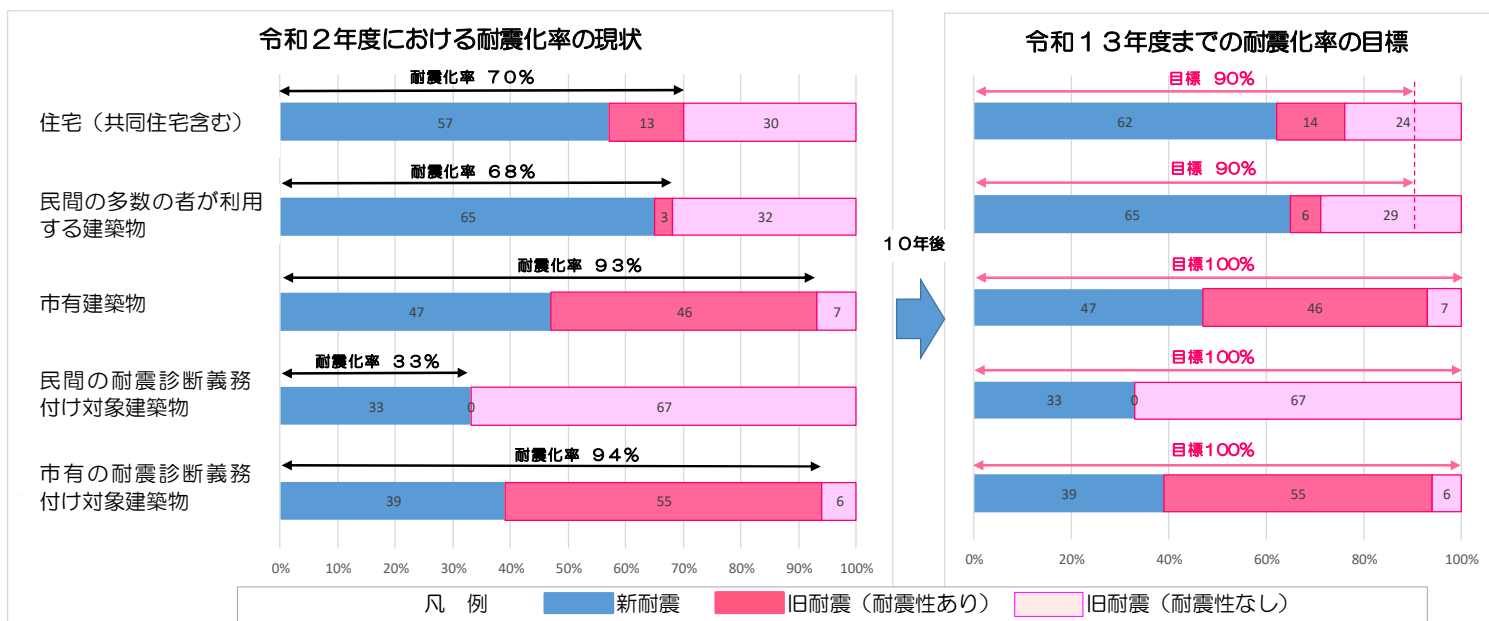
「群馬県地震被害想定調査」（平成24年6月）では、3つの断層による地震が想定されています。最も大きな被害が起こるとされる「関東平野北西縁断層帯主部」では、渋川市における人的被害は死者約13人、負傷者約190人とされており、建物被害は全倒・全焼棟数が約171棟とされています。



（出典 群馬県地震被害想定調査）

第3章

住宅・建築物の耐震化の現状と目標



※新耐震とは 昭和56年6月の建築基準法施行令の改正により導入された「耐震性を満たした建築物」を示しています。

※旧耐震とは 昭和56年5月末以前の建築物をいい、「耐震性を満たしていない建築物」を示しています。

第4章

耐震化を促進するための取組

基本的な取組方針

- ・住宅・建築物の所有者の役割
主体的に耐震化に取り組む
- ・市の役割
住宅・建築物の所有者へ耐震改修の支援
市有建築物について計画的かつ重点的に耐震化に取り組む

重点的に耐震化に取り組む住宅・建築物

住宅・民間の多数の者が利用する建築物
市有建築物・耐震診断義務付け対象建築物

避難路の指定及び沿道建築物等

群馬県耐震改修促進計画では、群馬県地域防災計画で指定されている群馬県緊急輸送道路を避難路に指定しています。耐震義務付け道路に指定された市内の道路は、「関越自動車道」「国道17号」が該当します。

※現在、市内に耐震診断義務付け対象建築物はありません。

第5章

耐震改修の促進を図るための施策

耐震診断・耐震改修費用の支援

市では木造住宅の耐震診断者の派遣や、耐震改修の補助を行っています。

- ・木造住宅耐震診断者派遣事業
- ・木造住宅耐震改修補助事業
耐震改修補助
耐震シェルター、耐震ベッドの設置
- ・簡易耐震診断方法の紹介
- ・出前なんでも講座の活用推進

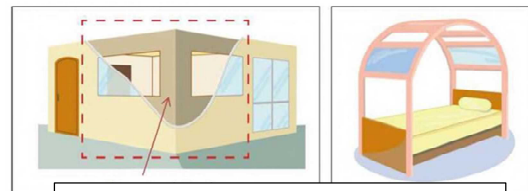
要緊急安全確認大規模建築物(旅館ホテル)への支援

災害時の避難施設となりうる旅館ホテルの耐震改修の補助を行っています。

他の事業と連携した取組

市の他の補助事業と併用することで、減災化を図ります。

- ・住宅リフォーム促進事業
- ・空家解体事業
- ・空家活用支援(リフォーム)事業
- ・空き家施策との連携
(空き家無料相談、空き家バンクによる情報提供)
- ・税制措置の周知



耐震シェルター・ベッド イメージ図

啓発及び知識の普及に関する施策

地震や自然災害また感染症による複合災害などに備え、市民の防災意識を向上させるための啓発活動を行います。

- ・渋川市総合防災訓練による住宅耐震相談会
- ・自治会などの防災講座の開催
- ・住宅リフォームに併せた耐震改修の誘導



耐震啓発のぼり旗
渋川市 建築住宅課

出典 渋川市危機管理室(旧 防災安全課)

国土交通省住宅

耐震化促進のための環境整備

- ・安心して相談できる環境の整備
- ・耐震化の普及に向けた技術者の育成
- ・耐震化の円滑な推進のための措置
(平成25年法改正)
- ・耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率等の緩和
- ・建築物の地震に対する安全性の表示制度
- ・区分所有建築物(マンションなど)の議決要件の緩和

建築物の地震に対する
安全性の表示
「基準適合認定建築物」

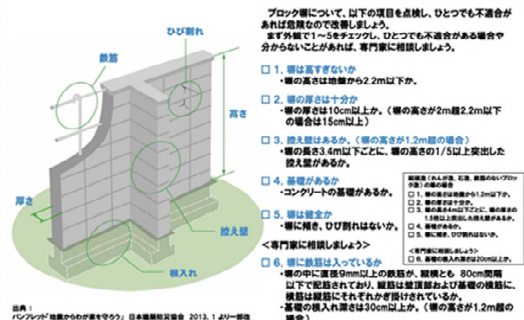


総合的な安全対策に関する取組

- ・ブロック塀等の安全対策
- ・屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策
- ・エレベーターの閉じ込め防止対策
- ・給湯設備、家具等の転倒防止対策
- ・がけ崩れ等による建築物の被害軽減対策
- ・長周期地震動対策

ブロック塀の点検のチェックポイント

別紙1 国土交通省



ブロック塀等の点検チェックポイント
(国土交通省)

第6章

耐震改修を促進するための指導や命令等

耐震改修促進法に基づき、すべての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、指導、助言を行います。

市では、所管行政庁の群馬県と連携し、耐震改修促進法と建築基準法に基づき的確な指導、助言及び指示などを行うことで耐震化の促進を図ります。

第7章

その他の耐震改修等を促進するための事項

国及び群馬県との連携に関する事項

国の方針や群馬県計画との整合を図り、国及び県が行う補助、融資、税制などの支援制度を活用し、連携を図りながら耐震化の支援などを進めます。

計画の進行と管理

令和13年度における耐震化の目標に向けて、住宅、民間の多数の者が利用する建築物、市有建築物について、定期的に進捗状況を確認し進行管理をします。

渋川市耐震改修促進計画についてのお問い合わせ

渋川市建設交通部建築住宅課指導係

TEL 0279-22-2111 (代表)

FAX 0279-22-2132

URL <http://cms.city.shibukawa.lg.jp>

TEL 0279-22-2072 (直通)

E-MAIL ken-juu@shibukawa.gunma.jp